

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月14日
【事業年度】	第148期（自平成25年3月1日至平成26年2月28日）
【会社名】	松竹株式会社
【英訳名】	Shochiku Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 迫本 淳一
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地四丁目1番1号
【電話番号】	03(5550)1699
【事務連絡者氏名】	取締役 関根 康
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地四丁目1番1号
【電話番号】	03(5550)1699
【事務連絡者氏名】	取締役 関根 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年5月28日に提出いたしました第148期（自平成25年3月1日至平成26年2月28日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、連結財務諸表の記載内容にかかる訂正箇所につきましてはX B R Lの修正も行いましたので、併せて修正後のX B R L形式のデータ一式（表示情報ファイルを含む）を提出いたします。

訂正後の連結財務諸表につきましては、新創監査法人の監査を受けており、監査報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第3 設備の状況

2 主要な設備の状況

(2) 国内子会社

第5 経理の状況

2. 監査証明について

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結貸借対照表

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計処理基準に関する事項

(8) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法

(連結損益計算書関係)

監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第3【設備の状況】

2【主要な設備の状況】

(2) 国内子会社

(訂正前)

(注) (前略)

3. 匿名組合築地ビルキャピタルの所有する築地松竹ビル及びK Sビルキャピタル特定目的会社の所有する歌舞伎座タワーは信託設定されており、連結貸借対照表においては信託建物及び信託構築物(責任財産限定対象)及び信託土地(責任財産限定対象)に当該価額を計上しております。

4. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。

(訂正後)

(注) (前略)

3. 匿名組合築地ビルキャピタルの所有する築地松竹ビルは信託設定されており、連結貸借対照表においては信託建物(責任財産限定対象)及び信託土地(責任財産限定対象)に当該価額を計上しております。

4. K Sビルキャピタル特定目的会社の所有する歌舞伎座タワーは、連結貸借対照表においては建物及び構築物(責任財産限定対象)に当該価額を計上しております。

5. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。

第5【経理の状況】

2. 監査証明について

(訂正前)

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年3月1日から平成26年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年3月1日から平成26年2月28日まで)の財務諸表について、新創監査法人により監査を受けております。

(訂正後)

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年3月1日から平成26年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年3月1日から平成26年2月28日まで)の財務諸表について、新創監査法人により監査を受けております。

なお、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表について、新創監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(訂正前)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当連結会計年度 (平成26年2月28日)
固定資産		
有形固定資産		
(中略)		
信託建物及び信託構築物(責任財産限定対象)	42,814,064	43,126,245
減価償却累計額	7,580,649	9,105,743
信託建物及び信託構築物(責任財産限定対象)(純額)	35,233,414	34,020,501
(中略)		
有形固定資産合計	117,168,665	111,998,611

(訂正後)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当連結会計年度 (平成26年2月28日)
固定資産		
有形固定資産		
(中略)		
建物及び構築物(責任財産限定対象)	22,415,742	22,692,411
減価償却累計額	-	878,169
建物及び構築物(責任財産限定対象)(純額)	22,415,742	21,814,242
信託建物(責任財産限定対象)	20,398,321	20,433,833
減価償却累計額	7,580,649	8,227,573
信託建物(責任財産限定対象)(純額)	12,817,672	12,206,259
(中略)		
有形固定資産合計	117,168,665	111,998,611

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計処理基準に関する事項

(8) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法

(訂正前)

保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内のすべての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じたすべての収益及び費用勘定について、連結貸借対照表及び連結損益計算書の該当勘定科目に計上しております。

なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、連結貸借対照表において区分掲記することとしております。

信託預金(責任財産限定対象)
信託建物及び信託構築物(責任財産限定対象)
信託土地(責任財産限定対象)

(訂正後)

保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内のすべての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じたすべての収益及び費用勘定について、連結貸借対照表及び連結損益計算書の該当勘定科目に計上しております。

なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、連結貸借対照表において区分掲記することとしております。

信託預金(責任財産限定対象)
信託建物(責任財産限定対象)
信託土地(責任財産限定対象)

(連結損益計算書関係)

(訂正前)

4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)
建物及び構築物	114,037千円	9,782千円
信託建物及び信託構築物(責任財産限定対象)	2,574	31,832
(後略)		

(訂正後)

4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)
建物及び構築物	114,037千円	9,782千円
建物及び構築物(責任財産限定対象)	-	3,800
信託建物(責任財産限定対象)	2,574	28,032
(後略)		

独立監査人の監査報告書

平成26年 7月14日

松竹株式会社

取締役会 御中

新創監査法人

指定社員 公認会計士 柳澤 義一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂下 貴之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている松竹株式会社の平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松竹株式会社及び連結子会社の平成26年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成26年5月27日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。